

平成25年10月24日

保護者の皆様へ

京都市立下京中学校
校長 村上 幸一

台風による非常措置についてのお知らせ

虫の音に深まりゆく秋を感じる季節となりました。平素は本校教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

現在、台風27、28号が九州に接近しております。本校におきましては、台風により「特別警報」、『京都南部』または『京都・亀岡』に「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の最新報道に注意をし、ご対応いただきますようお願い致します。

3年生は個人懇談会を予定しておりますが、警報発令時は個人懇談会も順延になります。その場合は担任から後日の日程調整を含め連絡をさせていただきます。

記

1. 「特別警報」が発令された場合

(1) 原則として「次の登校日」(※)は臨時休業とする。

※「次の登校日」とは下校時から午前0時までに発生した場合は「翌日」
午前0時から登校日までに発生した場合は「当日」

(2) 在校中の場合は直ちに臨時休業とする。下校の安全が確認できるまで、原則、生徒は学校に待機する。

※ホームページ等で保護者等に対して「学校の留め置き」「外部の避難場所への移動」「保護者への引き渡し」等の連絡をする。

2. 「暴風警報」が発令された場合

(1) 登校前に発令された場合は「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機してください。

(2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ☆ 午前7時までに解除になった場合・・・平常授業
- ☆ 午前9時までに解除になった場合・・・3校時から授業
- ☆ 午前11時までに解除になった場合・・・5校時から授業
- ☆ 午前11時現在、警報発令中の場合・・・臨時休校

(3) 在校中に発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうか決定いたします。

※「暴風警報」とは、「大雨暴風警報」など「暴風」がつく警報のすべてをさします。